

# 中小企業緊急雇用安定助成金

## 〇概要

景気の変動、その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合、雇用する労働者を一時的に休業又は教育訓練の受講等をさせた際に係る手当もしくは賃金等の負担額の一部を助成する助成金。

## 〇どういう会社がもらえるの？簡易チャート

START

直近3ヶ月間の売上高又は生産量がその前の3ヶ月又は前年同期比で5%以上減少している

NO

5%以上ではないが売上げが減少している。かつ前期決算における経常利益が赤字である

YES

休業手当(平均賃金の6割以上)等を支給した上で、一時的に従業員を休業させる又は教育訓練を受けさせることができる

YES

YES

助成金がもらえる可能性があります！！

## 〇どのくらいもらえるの？

労働者に支払った休業手当額の**4/5**(一定の要件を満たすと**9/10**に！)

※教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日当たり、**6,000円**加算されます

## 〇申請をするために必要なことは？

休業等をさせる前・概ね2週間前までに「実施計画書」や、その内容について労働者と協定を締結した「協定書」等を提出しておく必要があります。